

山本北部が変更 十七日から新町名

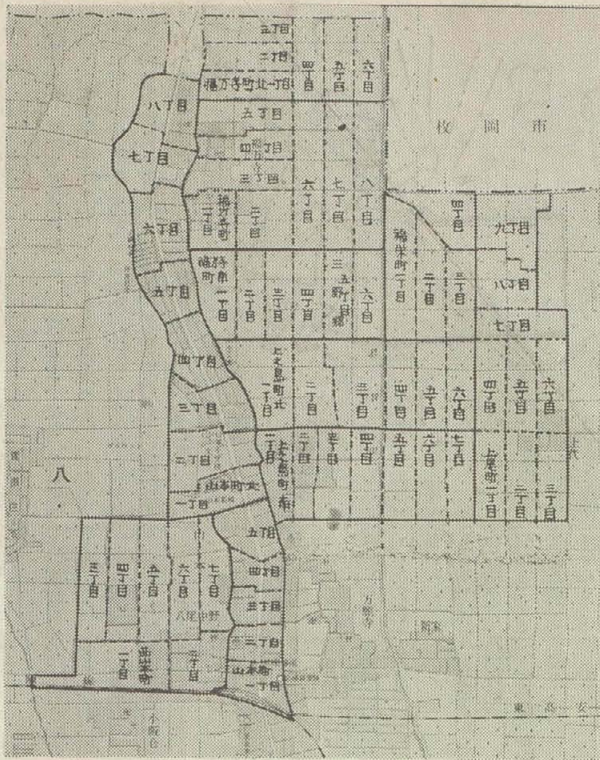
第四次町名地番改正

山本地区北部の町名地番改正は、改正に当たっては、皆さんが現在、土壌台帳のない地番を使っておられるときは市役所にお越しいただき、現在地番を確認して切替えました。町名(一丁目、二丁目、山本町北、一丁目、二丁目、上之島町北、一丁目、二丁目、福万寺町南、一丁目、二丁目、福万寺町北、一丁目、二丁目、上尾町、一丁目、二丁目、福栄町、一丁目、九丁目)九町名です。

発生防止はまず予防 小児マヒ対策連絡協議会

最近全国各地で、大きな話題を投げかけている小児マヒ(急性灰白髄炎)の発生と被害を防止するため、市役所では小児マヒ対策連絡協議会を組織し、去る七月六日第一回会合が市役所会議室で開かれました。

この協議会は、市助役、保健所、自治振興委員会、衛生婦人奉仕会、医師会など十団体の代表者で委員を構成し、九月三十日まで広報媒体による衛生思想の普及と患者の早期発見など広く公衆衛生の向上を図り、市内から小児マヒ患者の発生を防ぐよういろいろな対策が協議されることになり、市民のみならず皆さんの協力をお願いしています。



第4次町名地番改正地域図

みんなそろって住民登録 住所変更は14日以内に届出を

住民登録法が施行されてから七月一日で満九年になります。皆さんが住んでいるところの市役所に、その地の住民として登録(届出)することによって、私たちの居住関係を公証し、日常生活の利便の増進を図るとともに、市でも増えつつある人口の増加を明らかにして行政事務の適正な処理に利用できるようにしています。

住民登録をする
子供を学校へ入学させることや、主たる配偶者を受けること、印かん証明や居住証明を受けること、各々届出を出していただく方は、必ず正

住民票

住民登録法が施行されてから七月一日で満九年になります。皆さんが住んでいるところの市役所に、その地の住民として登録(届出)することによって、私たちの居住関係を公証し、日常生活の利便の増進を図るとともに、市でも増えつつある人口の増加を明らかにして行政事務の適正な処理に利用できるようにしています。

あぶない幼児の水遊び 水の犠牲を防ごう

これから季節に入ると水辺で遊ぶ子供が多くなり、毎年のことながら水におぼれて幼い生命を失うことがあります。すでに、一月から七月五日までに、府下では五十二人の子供が水の犠牲になっています。

警察署では、このような事故を少しでも防ぐよう保護者の方にも事実を記入していただきます。



完成いそぐプール
4地区に建設工事中

災害に備えて 修理個所の補強を 消防署

消防署では災害期を前にして、市内全域の危険箇所を調査して、雨水が、傾斜、損傷、老朽度のひどい箇所が相当数見られています。皆さんのご家庭でも特に次の事項にご注意のうえ、いたんだ箇所があれば大雨や台風、地震などで被害を受けやすいうちに早く修理をしましょう。

①屋根の雨漏りの箇所を早くみつけて瓦を取替え、雨漏りを防止しましょう。

②小屋組が古くなると、梁が棟木や梁からはずれかかっている場合があり、雨漏りや倒壊の恐れがあります。早急な修理をしましょう。

③壁・雨のため壁の重さが増し、建物に傾いたりするおそれがあるときは、節間の柱を補強しましょう。

④柱や土台、柱や土台は、白蟻に食われていたりすることが多く、ちよとした外力にも耐えられない場合があります。早急な修理をしましょう。

⑤基礎の雨水の流れに洗われるおそれのある箇所は、溝を掘って流れをそらすことが必要です。建築物が沈下して傾斜し、思わぬ事故となりやすいので注意しましょう。

⑥プロパンガスの火災予防も、使用後は忘れず各部のねじを完全にしめ、使用前にガスのもれていないか、よく調べましょう。

⑦ご近所はボイラーからなるべく、離し、付近には燃やさないものを置かないようにしましょう。

今年限りで使えませぬ メートル以外の計量器

メートル法の完全実施で、メートル以外の計量器は、今年限りで使えませぬ。修理してメートル系目盛りのものに交換するか、非メートル系の目盛を消すなど、今から準備をしておきましょう。

また、毎年行なわれる計量器の定期検査は、今年も八月下旬から行なわれ、必ず検査を受けてください。日時や場所については、次号の時報でお知らせします。

国民年金手帳には 印紙をはって必ず消印を

●国民年金手帳には、毎月印紙を買って消印をうけましょう。

●印紙はまとめて買うことができ、何年分かをまとめて前納することができます。保険料の割引(年5%)があります。

●印紙を買っただけとか、はっただけでは保険料を納めたことになりませんので、必ず消印(検印)をうけて下さい。

●すでに多くの方がこの制度に加入されていますが、あなた1人がとり残されることのないように、まだ加入の届け出をして下さい。早く加入手続きをすれば、身分上に変更があった場合は、すぐに手帳と印紙を持って届け出下さい。

●7月は右表の通り各地区に出張します。7月は基期月(納付する月)で、4.5.6月分の保険料は、ぜひお納め下さい。



午前9時～正午	午後1時～4時
7.20 木 本町 会館 (久宝寺) 白鷺川神社 幼雅園	鳩野神社 事務所 (植松)
21 金 光遊寺 寺 (植松) 常中野 野行 野行 野行	野行 野行 野行
24 月 光遊寺 寺 (植松) 常中野 野行 野行	野行 野行 野行
25 火 光遊寺 寺 (植松) 常中野 野行 野行	野行 野行 野行
26 水 光遊寺 寺 (植松) 常中野 野行 野行	野行 野行 野行
27 木 光遊寺 寺 (植松) 常中野 野行 野行	野行 野行 野行
28 金 光遊寺 寺 (植松) 常中野 野行 野行	野行 野行 野行
31 月 光遊寺 寺 (植松) 常中野 野行 野行	野行 野行 野行
8.1 火 光遊寺 寺 (植松) 常中野 野行 野行	野行 野行 野行
2 水 光遊寺 寺 (植松) 常中野 野行 野行	野行 野行 野行
3 木 光遊寺 寺 (植松) 常中野 野行 野行	野行 野行 野行

志紀の電話が八尾局に

7月2日から志紀局開設

去る七月二日から志紀の無人局が開設し、今までは柏原局に含まれていた志紀地区の電話が自動電話に切り替えられると同時に八尾局になり大変便利になりました。

この志紀局(局番四四)には、今までは八尾局であった太田、沼、東部の電話が収容されましたので、この地域の電話番号が全面的に変わっています。電話をかける際には追加電話番号をかける必要があります。



また、毎年行なわれる計量器の定期検査は、今年も八月下旬から行なわれ、必ず検査を受けてください。日時や場所については、次号の時報でお知らせします。

六月初め頃から国民年金保険料を個別に集金して「二七集金人」が、あちら、こちらに出張して集金しています。

市では、当分の間は市民課近くの出張所の窓口と、毎月末から翌月の始めにかけて、各地区の青年会やお寺をおかりして、出張して年金印紙の売りさばりと手帳の検印をする方法のほかは、現在